

(保育所版)

令和7年度

福祉サービス第三者評価 評価結果報告書

新居浜菘生保育園

社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会

(保育所版)

(別記)

福祉サービス第三者評価結果公表事項

① 第三者評価機関名

愛媛県社会福祉協議会

② 施設・事業所情報

名称：新居浜萩生保育園	種別：保育所
代表者氏名：久瀬 和彦	定員（利用人数）：90名（77名）
所在地：愛媛県新居浜市萩生1091-1	
TEL：0897-40-0422	ホームページ： www.ana.jp/u/niihama/hagyu/
【施設・事業所の概要】	
開設年月日 昭和57年4月1日	
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 新居浜社会福祉事業協会	
職員数	常勤職員：13名 非常勤職員 3名
専門職員	（専門職の名称）
	保育士 13名 栄養士 2名
	看護師 1名 調理員 1名
施設・設備 の概要	（居室数）
	（設備等）
保育室4・事務室1 調理室 保育室兼ホール1 鉄筋コンクリート平屋	

③ 理念・基本方針

【保育理念】

子ども一人一人の生命の保持と、最善の利益を保障し、福祉の積極的な増進をはかりながら、保護者や地域から信頼され、愛される保育園を目指す。

【基本方針】

家庭と親密な連携のもと、子どもが健康・安全で情緒の安定した生活が得られるよう環境を整え、それぞれの個性を伸ばしながら心身の発達を図る。

家庭や地域社会との連携を図り、入所する子どもの保護者に対する支援や地域の子育て家庭に対する支援等社会的役割を果たす。

(保育所版)

④ 施設・事業所の特徴的な取組

広い園庭や季節の移り変わりが実感できる豊かな自然の中で、好奇心や社会性、協力するコミュニケーション能力を育て、身体的な発達を促進し、五感の刺激をたくさん感じながら過ごせる保育を大切にしている。

外部講師による茶道教室があり、技術を身に付けるだけでなく、礼節の大切さを知り、美しい立ち振る舞いを身に付け、細やかな動作や物を大切に扱うことを学んでいる。また、活発に動く「動」と落ち着いて集中する「静」の時間を意識的に切り替える生活・教育を行っている。また、外国人講師による英語のレッスン等もあり、多様な経験を通じて、子どもの価値観や視野を広げている。

週1回、「週案会」を開催し、情報共有や保育の方針、安全管理、問題解決等、ミーティングを重ね、円滑な運営を行うための取組みを行い、保育の質を高めている。また、全職員に周知するため、回覧や伝達等で共有を図っている。

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和7年8月6日（契約日） ～ 令和8年3月16日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	1回（平成22年度）

⑥ 総評

◇特に評価の高い点

広い園庭と自然豊かな立地を活かし、四季折々の美しさや保育室から見える山々の景色を眺めることのできる環境を整えている。子どもたちが天候の変化に気づき、発見する楽しさを実感できる機会を日常的に設けることで、自然への興味関心を刺激し、豊かな感性を育む保育を実践している。また、園外への散歩やマラソンなど、基礎体力や運動能力の向上にも取り組んでいる。

近隣の介護施設や地域住民との交流が行なわれ、様々な野菜等の栽培や収穫体験、調理体験をするなど、生命の尊さに気づける豊かな経験ができる環境づくりが行われている。

離職防止と保育の質の向上のためICTの導入が進んでおり、時間外労働の短縮や業務改善を実現するなど、保育士の働き方も工夫されている。また、システムアプリ（パピーナ）を使った連絡帳やお知らせ、ドキュメンテーションの配信は保護者からも好評を得ている。

◇改善を求められる点

入園のしおりは、一貫性のある質の高い保育を提供し、園の方向性を示す物であるため、基本理念や保育理念、保育方針は明文化することを望みたい。また、より様々な保育場面を想定した標準的な実施方法が職員間で話し合われ、文書化されることを期待したい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価を受審することに対して最初は戸惑うことがありましたが、職員”評価項目を確認していくことで、今の園には何が足りていないのかを再確認することができ、それを補う為には何をすればよいのかを、教えていただきました。そして指導していただいたことに対して改めて職員と一緒に改善して行く事が出来ました。

また、今後のより細かい保育計画の見直しや、新たな課題の発見、保育園運営への理解に繋がる機会となりました。

この第三者評価を通じて、ご指導を下さった先生に心より感謝を申し上げます。ありがとうございました。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・ b ・c
<コメント> 保育理念や保育方針はホームページに記載し明文化されているが、入園時や入園式等で保護者に配布する入園のしおりには記載できていない。今後は、口頭での説明だけでなく、入園のしおりにも明文化することが望みたい。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a ・b・c
<コメント> 園長は経営状況について、理事会や評議員会で意見を収集するとともに、事業活動の収支状況を把握し分析している。また、新居浜市のホームページで子どもの人口推移等を確認し、法人内の保育園の職員配置や園児の減少なども考慮し、経営状況を分析している。		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a ・b・c
<コメント> 経営状況の把握や分析を行い、補助金を活用したICTの導入を行うなど、経営課題に向けて園だけでなく、法人の理事会や評議員会で検討を行い、課題に向けて取り組んでいる。また、職員にも具体的な内容について職員会議等で周知している。		

(保育所版)

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>法人内の4つの園と法人事務局で話し合い、中・長期計画を策定している。施設整備費や人材の確保、少子化対策、多様な働き方や地域の子育てニーズに応えるための取組みを視野に入れた計画が策定されている。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・Ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>単年度の事業計画は策定されているが、収支計画は策定されていない。今後は、中・長期計画を踏まえ、単年度の収支計画と併せた事業計画が策定されることを期待したい。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>年度末の職員会議で、事業計画の評価・見直しを行うとともに、職員からの意見や課題、反省点などを反映し、次年度の事業計画を策定する仕組みが整備されている。また、年度初めの職員会議で、事業計画の説明が行われ、理解促進に努めている。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>入園式で配布する入園のしおりや毎月の園だより、また、保護者役員会「子愛楽の会」で事業計画について周知している。今後は、収支計画を含めた計画が周知されることに期待したい。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・Ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>職員の自己評価や人権擁護のセルフチェックシートを定期的実施し、週1回行われる週案会で園内研修やミーティングを重ね、日常的な保育の質の向上に努めている。今後は、第三者評価を継続的に受審するなど、組織的な保育の質の向上への取り組みに期待したい。</p>		

(保育所版)

9	I-4-(1)-② 評価結果に基づき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>第三者評価の受審結果をもとに、課題解決に向けて取り組むことを予定している。今後は、自己評価や第三者評価の結果を分析し、具体的に取り組む課題を職員間で共通認識するとともに、計画的に改善に向けた話し合いや取り組みが行われることに期待したい。</p>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>園長の役割と責任を文書化するとともに、会議や研修において職員に表明し、周知が図られている。また、園長不在時の権限委任も明確化されている。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>園長は、法人の各種規程や法令等を正しく理解し、法令順守の研修にも参加している。全ての職員が理解できるよう、研修への参加や、書類の閲覧、週案会での周知などの取り組みを行っている。</p>		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>園長は、より良いクラス運営が行えるよう、職員の性格などを分析した一覧表を作成し、職員配置に活かしている。現場では主任保育士を通じて、継続的な指導や助言を行い、組織全体で保育の質の向上に努めている。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>ICTを導入し保育業務支援ツール（パピーナ）を活用して、記録や連絡帳などの職員の負担軽減に努めることで、職員の事務作業の効率化が図られている。また、職員の配置や事業内容の見直しを行い、働きやすい環境づくりに努めている。</p>		

(保育所版)

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>人材確保や人員体制については、配置基準に沿ってすすめており、職員就業規則や、職員として厳守していきたい10か条などを基に育成している。また、養成校からの実習生を積極的に受け入れ、実践実習を行うなど、人材育成に努めている。</p>		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>人事管理は、法人で、理念や期待する職員像、規定等を基に行っている。また、人事評価シートや自己評価チェックリストを活用し、園長と職員で個人面接を実施し、必要に応じた助言や、職員の意向調査も実施され、支援も行われている。</p>		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>職員の心身の健康と安全のためストレスチェックや、外部講師によるハラスメント研修を実施するなど、安全の確保に努めている。年に1回、全職員の健康診断の受診がある他、必要に応じて、保健師との面談機会も設けている。また、職員の希望に応じて休日や出勤日を調整し、急な休み等にも対応するなど、働きやすい環境を整えている。</p>		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>職員一人ひとりが、自らの自己評価や人事評価シートを作成し、目標に向けて取り組んでいる。また、年に3～4回、園長が個人面談を行い、目標の進捗状況を確認し助言している。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>年間の研修計画が作成され、職員一人ひとりが専門性に合った研修を受講できる取組が行われている。また、職員の希望に応じて、知識や技術の向上を目的として研修を受講できるよう配慮されている。</p>		

(保育所版)

19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	㉑・b・c
＜コメント＞ 愛媛県や新居浜市主催の研修の他、法人内や園内研修も充実しており、一人ひとりに応じた研修の機会が提供されている。		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	㉑・b・c
＜コメント＞ 実習生受け入れ対応マニュアルが作成され、年間を通して積極的に実習生を受け入れる体制を整えている。また、実習生には担当職員からの指導・助言だけでなく、園長等からも助言等を行っている。		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	㉑・b・c
＜コメント＞ ホームページを通して保育理念や保育方針、利用可能サービス等の周知をしている。また、活動内容や苦情解決の公表なども掲載しており、運営の透明性の確保に努めている。		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	㉑・b・c
＜コメント＞ 法人の事務局で全体の経理等は適正に行われている。また、年に1度、外部監査と内部監査が実施され、必要に応じて指導を仰いでいる。		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	㉑・b・c
＜コメント＞ 地域とのつながりを大切にし、近所の介護施設との交流等を積極的に行い、七夕祭りや太鼓祭りを通じて交流を深めている。また、地域の畑でじゃがいもの収穫体験を行い、近所の公園や神社に散歩に出かけるなどの交流が図られている。		

(保育所版)

24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>ボランティア受け入れの基本姿勢が文書化され、体制を整えて受け入れに協力している。小中高生の交流学習やふれあい体験のほか、インターンシップなどの就業体験学習の受け入れも行われている。</p>		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>外部関係機関連絡先一覧表を作成している。年2回新居浜市発達支援課と連絡を取り幼児巡回相談を実施し、子どもの情報共有を図りながら、より良い保育サービスの提供に努めている。また、保護者の必要に応じて医療機関や関係機関と連携が図れるよう情報提供を行っている。</p>		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>園は電話でも子育て相談に対応し、赤ちゃん休憩所として自由に立ち寄れるよう看板等で周知している。また、地域の福祉ニーズを把握し、児童センターや子育て支援センター便りを配布・掲示し、イベントのお知らせ等を発信することで地域のまちづくりにも協力している。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等に基づく公益的な事業・活動が行われている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>体験ボランティアやインターンシップ指導計画書を作成し受け入れに協力したり、地域の様々なイベントに参加したり、子ども達の作品をプレゼントするなど、積極的に地域の貢献や活動が行われている。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>こども一人ひとりを尊重する姿勢について職員間で共通理解がもてるよう、週案会で話し合いを重ね、内容は全職員に周知している。また、職員は人権擁護のセルフチェックを活用し、園内研修や園全体で保育の見直しや振り返りを行うことで、人権への意識を高めている。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等に配慮した保育が行われている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>法人で個人情報保護規程を定めており、全職員から誓約書を取るなど、プライバシーを守る意識を持てるよう取組んでいる。また、設備等の工夫が行われ、それに基づいた保育も行われている。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>入園のしおりやホームページ等の中に保育園の内容やサービス・情報を掲載している。また、入園希望者には一人ずつ丁寧に説明をしている。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>保育サービス内容の変更については、手紙の配布や、保育アプリの配信機能を利用し、随時行っている。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>保育園を転園する場合には、引き継ぎ文書の様式に記入し、転園先に送付している。また、必要に応じて子どもの成長・発達記録や配慮事項を記入したシートを作成し、引き継ぎがスムーズに行える取組を行っている。</p>		

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>保護者満足アンケートを実施するとともに、保護者役員会に職員も参加し、意見や要望を把握するよう努めている。また、日頃から相談しやすい体制を整えており保護者との連携を図ることができている。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>意見・要望の解決のため、仕組みの流れを分かりやすく記載したフローチャートを掲示板に貼り、苦情の際には、法人の「保護者の苦情解決に関するマニュアル」に沿って、適切に対応する体制が整備されている。また、年度初めの入園式で保護者に説明し周知している。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>職員は送迎の際に、保護者とのコミュニケーションを大切にするほか、苦情解決のフローチャートを園内に掲示するとともに、アンケートやアプリからも入力できる仕組みや、玄関には意見箱を設置するなど、意見を述べやすい環境作りに努めている。また、緊急性が高い相談の際には、事務所を使用して話し合い改善に繋げている。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>保護者の意見や相談は、園で策定している「ご意見・ご要望解決のための仕組み」に沿って、迅速かつ適切に対応している。意見の内容や対応方法、結果に至るまでの経緯などを記録するとともに、週案会で職員に周知し、再発防止に努めている。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>リスクマネジメントマニュアルが整備され、週案会で園内研修や報告会を行っている。毎日、朝と夕方に園内の安全点検を行い、主任保育士を中心に取りまとめたヒヤリハット集計結果をもとに、事故防止や再発防止に向けた取組を行っている。</p>		

(保育所版)

38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>感染症のマニュアルを作成し、感染症ガイドライン等の内容を定期的な見直しを行い、園内研修等で職員の理解促進に努めている。また、毎月保健だよりを発行するほか、看護師は法人の看護部会に参加し、市内の感染症発生状況の情報を保護者や職員に提供し、周知啓発に努めている。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>火災・地震・風水害・津波など、様々な災害に応じたマニュアルや計画、行動指針が整備されている。毎月、各関係機関や近隣施設と連携を取りながら、計画的に避難訓練を実施するなど組織的な取組みが行われている。また、3日分の防災備蓄品も整備されており、定期的に入れ替え、確認も行われている。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a・㉑・c
<p><コメント></p> <p>職員が業務として行うべき保育の水準や内容の差異を極力なくし、一定の水準内容を実現するよう、職員が行うべき事項がまとめられた、標準的な実施方法が文書化されることを期待したい。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>保育の実施方法は週案会で話し合い、定期的に見直しを行うなど、組織的に見直しをする仕組みづくりが行われ、全職員が共通の認識をもつよう努めている。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントに基づく指導計画を適切に作成している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>園で定められた様式を活用して適切な記録が残され、指導計画にも反映している。また、支援を必要とする子どもには、必要に応じて専門機関と連携を取り、話し合いや助言などを踏まえ保育を行っている。</p>		

(保育所版)

43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>職員は、毎週、主任保育士に全クラス分の指導計画を提出し、評価・見直しを行っている。必要に応じて、園長・主任の指導が行われ、週案会で職員に周知するなど、今後の計画作成や保育の実践に反映させている。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>日頃から職員間で話し合い、毎週の週案会でも情報交換が行われており、子ども一人ひとりの保育の実践状況が細かく個別用紙に記録されている。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>職員は、法人の個人情報保護規程に基づき、個人情報に関する誓約書に署名を行い、適切に記録を管理している。また、個人情報に関する記録物や i p a d は事務所内の鍵のかかるキャビネットに保管し適切に管理されている。</p>		

A-1 保育内容**A-1-(1) 全体的な計画の作成**

	第三者評価結果
A① A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	㉠・b・c

所見欄

園の保育方針・保育理念・目標に基づき、子どもの家庭環境・成長や発達、地域の実態等も考慮した上で全体の計画を策定している。
また、年度末や年度初めに見直しや編成を行い、反映して新たな計画を作成している。

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

	第三者評価結果
A② A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	㉠・b・c
A③ A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	㉠・b・c
A④ A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	㉠・b・c
A⑤ A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	㉠・b・c
A⑥ A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉠・b・c
A⑦ A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉠・b・c
A⑧ A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉠・b・c
A⑨ A-1-(2)-⑧ 障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉠・b・c
A⑩ A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉠・b・c
A⑪ A-1-(2)-⑩ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	㉠・b・c

所見欄

自然豊かな場所に立地し、子ども達が自然に触れる機会が多く、園を一步出ると山や神社があり、散歩を通して、子ども達は好奇心を刺激しながら様々な興味・関心を持ち豊かな感性や身体能力を育てている。

各保育室には温湿度計を設置し、加湿器等で適切な室温、湿度を保つとともに、定期的に換気を行う等、快適な環境整備がなされている。また、毎日の朝・夕と園庭整備、安全点検を行い、子どもが安全に園生活を送れるような取り組みを行っている。

年度初めの職員会議や週に一度の週案会で話し合いを密にし、子ども一人ひとりの家庭環境や保護者の意向を確認し、発達状況に配慮した指導計画の作成が行われている。

乳児保育では、ゆったりとした環境のもと清潔で快適な保育室が保たれ、こども一人ひとりと丁寧に関わり、この時期に大切な愛着関係を築いている。また、探索活動や主体的な活動が行えるよう安全な体制整備がされている。

1・2歳児保育において、各年齢に合わせて遊びの中で好奇心を伸ばせる工夫がされている。生き生きと好きな遊びや活動を楽しめるよう、安全環境を整え、保育士はゆったりと関わっている。また、基本的な生活習慣が身に付くよう一人ひとりの育ちに合わせた援助が行われている。

3歳以上児の保育において、全体的な計画を基に、年齢に応じた指導計画を作成し、個々の育ちに合わせた保育を行っている。食育活動の中では命の大切さを学び、調理体験をすることで、食への感謝の気持ちや五感体験が感性を養い、自分の力でできた達成感が自信となり自己肯定感を育てている。また、友だちとのびのび遊ぶ中で、考える力を身に付けたり、自己発揮しながらも、他者への思いやりを大切に教育・保育に努めている。

障がいのある子どもについて、新居浜市発達支援課より巡回時に助言をうけ、必要に応じて療育施設へ繋げている。また、保護者と細やかな情報交換を行い、安心して生活ができるよう職員間でも共有し関わりができるよう、園全体で取り組んでいる。職員は研修等に積極的に参加し、保育に活かしている。

延長保育は、おやつを提供し、異年齢児の関りの中でもゆったりと過ごせる環境を整えている。保護者にも正確な申し送りをすることで安心感を得られるように努めている。

年間計画に基づき、幼保小連絡協議会に参画している。就学に期待がもてるよう、お祭り集会や町探検・就学前学校体験を実施したりするなど、子どもの必要な情報提供も行い、スムーズな就学に繋げている。

A-1-(3) 健康管理

	第三者評価結果
A⑫ A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	Ⓐ・b・c
A⑬ A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	Ⓐ・b・c
A⑭ A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	Ⓐ・b・c

(保育所版)

所見欄

週案会で様々な園内実技研修を行い、マニュアルやファイルにまとめ、いつでも見返せるよう整備されている。看護師は感染症や怪我状況を把握・集計し、園内の掲示やアプリ等で保護者に伝えている。また、年度初めには SIDS について、睡眠時の確認法や留意点を周知し、正しく睡眠記録表に記録している。来年度から新居浜市の補助金を利用してベビーセンサーを導入する予定である。

園医による内科検診、歯科検診を行い、結果を保護者に知らせている。また、結果次第では、病院受診を勧めている。

アレルギー指示書に基づき除去食を提供している。保護者に献立表を渡し除去食をチェックしてもらい、それを基に除去食を提供しているが、園長・主任・給食室・担任と入念に検分し、提供の際には、他児とは異なる食器を使用することで、一目でわかる工夫もされ、様々な方法でのリスク管理が行われている。

A-1-(4) 食事

	第三者評価結果
A⑮ A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	㉠・b・c
A⑯ A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	㉠・b・c

所見欄

各年齢の食育計画を作成し、季節ごとに園庭で野菜を育て収穫し、調理体験を実施するなど、年齢に応じた食への意欲を育むよう取り組んでいる。栄養士は毎日食事前にクラスを巡回し食材や栄養について知らせるとともに、給食室前のホワイトボードに毎日今日の食材として3色食品群を子どもに分かりやすく掲示し、視覚でも知らせている。保護者へは、展示食の写真を発信し、給食の量や献立の内容を伝えている。

給食会議や週案会・朝礼では各クラスの喫食状況、残食状況について共有し、調理を工夫し改善や内容の変更も行っている。また、給食職員業務管理マニュアルを整備し、安全な食事の提供ができるよう努めている。

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携

	第三者評価結果
A⑰ A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	㉠・b・c

(保育所版)

所見欄

保育業務支援システム（パピーナ）を活用して、子どもの様子や活動を毎日配信している。また、ドキュメンテーションは保護者に好評であり満足度が高い。その他にもホワイトボードや口頭で、日常の子どもの様子を細かく伝えている。

年度の初めは、新入園児の家庭には家庭訪問を行い、在園児の希望者には、個別懇談を行い子育て相談など、様々な機会を通して保護者と連携を深め安心して預けられる対応をしている。また、行事後にはアンケートを実施し、参観日後には保護者懇談会を開き、保護者の意見や要望を聞き取り、職員間でも振り返りや話し合いを行い、反省を次へ生かせるよう努めている。

A-2- (2) 保護者等の支援

	第三者評価結果
A⑱ A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	㉑・b・c
A⑲ A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害のある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	㉑・b・c

所見欄

送迎時に保護者とコミュニケーションを積極的に図り、相談しやすい雰囲気作りに努めている。保護者からの相談には、担任保育士だけでなく園長や主任にも報告し記録を残して適切な支援を行っている。また、必要に応じて外部の専門機関と連携をし、巡回相談や情報提供を行っている。

虐待対応マニュアルに基づき、発見から通報までのフローチャートを作成している。虐待等の人権侵害が疑われる又は、認められる場合には、直ちに関係機関へ相談し連携を取る体制が整っている。また職員は虐待に関する園内研修を行い、園全体で共通理解ができるよう努めている。

A-3 保育の質の向上

A-3- (1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）

	第三者評価結果
A⑳ A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	㉑・b・c

所見欄

保育の質の向上に向けて「人事評価シート」「自己評価チェックリスト」「人権擁護のセルフチェック」を定期的実施し保育実践の改善に努めている。園長・主任は職員一人ひとりの自己評価やヒヤリングをもとに、園全体の課題を見出し、改善できるように取り組んでいる。また、外部研修、定期的な園内研修に参加する機会を設け、職員の学びの場を充実させている。